
◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより平成29年第2回川西町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎諸般の報告

○議長 この際、私から諸般の報告を行います。

去る3月28日、南陽市議会本会議場において置賜広域病院組合議会臨時会が開催され、副議長の選挙が行われ、副議長には渋間佳寿美県議会議員が当選されました。

続いて、山形県町村職員退職手当等組合同規約の一部変更についての専決処分の承認について、置賜広域病院組合と山形県消防補償等組合との間の議会の議員、その他非常勤の職員に対する公務災害補償等の事務の委託に関する規約の一部変更についての専決処分の承認について、置賜広域病院組合と山形県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の廃止についての専決処分の承認について、病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の設定について、置賜広域病院組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、置賜広域病院組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、置賜広域病院組合特別職の職員の報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、置賜広域病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の設定について、置賜広域病院組合議会委員会条例の一部を改正する条

例の制定について、置賜広域病院組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてが提案され、それぞれ原案のとおり承認及び可決されました。

次に、5月25日、山形市山形グランドホテルを会場に知事を囲む市町村自治振興懇談会が開催されました。この懇談会は県の重要施策等の説明を受けるとともに、県内の地域づくりの課題について意見交換を行うことを目的に、山形県市議会議長会及び山形県町村議会議長会が主催したもので、県当局からは吉村県知事、企画振興部長及び企画振興部市町村課長が、議会側からは県内市町村議会議長等が出席いたしました。

初めに、吉村県知事から平成29年度当初予算の概要について講和をいただいた後、子ども医療給付の県制度拡充と国による制度化について、庄内空港の滑走路の延長と利用促進への支援について、羽越本線並びに陸羽西線の高速度等の促進について、山形県立新庄病院の改築及び機能強化について、東北アルプス朝日連峰の登山口等の整備について、置賜地域における主要道路網の整備促進についてが、県内各地方の代表者からなされ、さらに意見交換がなされました。

同日、白鷹町を会場に置賜地方町村議会議長会臨時総会が開催されました。

議事については、平成28年度歳入歳出決算の認定について、平成29年度事業実施計画について、平成29年度補正予算（第1号）について、県町村議会議長会臨時総会提出議題等についての提案がなされ、それぞれ原案どおり認定並びに可決されました。また、役員の任期満了による改選も行われ、会長に佐藤高島町議会議長、副会長に後藤飯豊町議会議長、監事に本職が就任いたしました。

次に、5月29日、南陽市議会本会議場において置賜広域病院企業団議会臨時会が開催され、監査委員の選任が提案され、長井市議会の蒲生光男氏を選任することについて、原案どおり同意されました。

次に、6月5日、米沢市議会議事堂において置賜広域行政事務組合議会臨時会が開催され、議長及び副議長の選挙が行われました。議長には遠藤白鷹町議会議長が、副議長には田中南陽市議会議長が当選されました。

続いて、平成28年度置賜広域行政事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、平成28年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）及び（第5号）の専決処分の承認を求めることについて、組合有財産高規格救急車自動車の取得について、置賜広域行政事務組合浅川最終処分場建設工事請負契約の締結について、平成29年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）、平成29年度置賜広域行政事務組合消防特別会計補正予算

(第1号)が提案され、それぞれ原案どおり承認可決されました。

また、欠員の監査委員の選任が提案され、米沢市議会選出の鳥海隆太氏を選任することについて、原案どおり同意されました。

諸般の報告を終わります。

◎町長の町政報告

○議長 町長の町政報告を行います。

町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 私から、3月からの町政報告をさせていただきます。

3月6日から23日まで第1回川西町議会定例会が開催されました。

3月17日、第4回川西町交通安全推進協議会を開催いたしました。会議では、平成28年度冬の交通安全県民運動実施結果及び平成29年度山形県交通安全県民運動実施要綱について報告の後、平成28年度から平成32年度までの交通安全施策をまとめました第10次川西町交通安全計画を決定いただきました。また、平成29年度事業計画並びに春の交通安全県民運動の実施等について協議をいただき、関係機関・団体と連携し、交通安全の推進を図ることを確認いただきました。

3月29日、川西町地産米改良協会第48回通常総会が開催されました。総会では、平成28年産米売渡優良実行組合の表彰の後、平成29年度事業計画、予算について議決をいただきました。また、平成30年産米からの生産数量目標配分の廃止を初め、目まぐるしく変化する農業政策による農家経済の影響など、本町農業の将来の課題に対しまして、全農山形や県の取り組み等について検証を実施いたしました。

4月2日、川西町消防団辞令交付式を行いました。昇任幹部54名、新入団員19名に辞令を交付し、2期目を迎えました齋藤二男団長以下総勢576名の体制で、消防・防災活動を推進いただくこととなりました。

4月3日、町職員の辞令交付式を行いました。

4月11日から14日まで川西町農事実行組合長及び水田農業構造改革地区推進員委嘱状交付式並びに第1回合同会議を開催いたしました。町内7地区で実行組合長139名、推進委員50名に委嘱状を交付し、各地区の役員を選出いただくとともに、本町農業の振興と経営所得安定対策の推進に対する協力をお願いいたしました。

4月12日、自治会長会議を開催いたしました。会議では154名の自治会長に辞令を交付し、永年勤続自治会長3名を表彰した後、平成29年度の主要事業、予算概要の説明のほか、町と町民との橋渡し役として、町行政の円滑な運営、施策に対する協力を依頼するとともに、町政各般にわたり意見交換を行いました。

4月16日、第3回吉里吉里忌を開催いたしました。町民はもとより、全国から500名を超える皆さんにご来場いただき、大妻女子大学名誉教授の今村忠純さん、岩波書店前社長の山口昭男さん、元NHKアナウンサーの古屋和雄さんによる鼎談、法政大学総長の田中優子さんによる記念講演、井上先生が作詞されました釜石市釜石小学校の校歌の披露などが行われました。

4月23日、川西町春季消防演習を行いました。

5月1日、第1回川西町議会臨時会、議会全員協議会が開催されました。

5月3日、平成29年度川西町成人式を挙行いたしました。

5月22日、川西町議会全員協議会を開催いただきました。

5月26日、第1回川西町総合教育会議を開催いたしました。会議では、川西町教育等の振興に関する大綱、アクションプランの進捗状況について協議、意見交換を行いました。

5月30日、川西町自治会長連合会第1回定例会を開催いたしました。今年度の役員の選出が行われ、会長には小松地区会長の山口徳夫さんが、副会長には玉庭地区会長の伊藤純一さんが選出されました。協議では、4月12日に開催いたしました自治会長会議でいただいた質問に対する説明や意見交換を行うとともに、川西町夏まつり等への協力をお願いいたしました。

6月2日、第1回川西町国民健康保険運営協議会を開催いたしました。会議では、会長の選出を行いました。長澤さんに引き続き会長を務めていただいております。さらに、川西町国民健康保険税条例の一部改正、平成28年度川西町国民健康保険事業及び決算見込み、平成29年度川西町国民健康保険税率についてご説明を申し上げ、ご理解を賜りました。

6月5日、山形県置賜総合支庁長を初め各部長に対しまして、平成30年度川西町重要事業要望活動を実施いたしました。要望に際しましては、議長、副議長、各常任委員長の皆さんにご動向をお願いし、さらに山形県議会議員舩山現人議員の同席を得て、本町の発展と地域活性化を図るため、17項目について施策を取りまとめ、県ご当局に対し要望活動を行いました。

別紙にあります入札執行調書に基づきまして報告を申し上げます。

5月2日、工事名でございますが、犬川・中郡地区交流センタートイレ洋式化工事、落札金額、534万6,000円、落札者、株式会社藤倉設備、代表取締役、藤倉利英、以下12件の入札を実施しました。内容につきましては記載のとおりでございますので、ご高覧いただきたいと思ひます。

以上、町政の報告とさせていただきます。

○議長 町政報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

11番高梨勇吉君、12番金子一郎君、ご両名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、既に配付いたしております会期及び審議予定表のとおり、本日6月6日より6月20日までの15日間といたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

◎諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長 日程第3、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これを議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、人権擁護委員について、法務大臣より推薦の依頼があったので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記。住所、川西町大字玉庭4060番地、氏名、貝沼新八、生年月日、昭和25年10月23日、本日付であります。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 議長 ただいま町長の説明が終わりましたが、本案は人事案件でありますので、川西町議会運用例第2章第8項及び第6章第14項の規定により、委員会付託並びに質疑、討論を行わず、直ちに採決を行います。

本案について原案による者を適任と認めることの見解とすることに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

- 議長 全員ご起立。

よって、本案は原案による者を適任と認めることの見解とすることに決定いたしました。

◎諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 議長 日程第4、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これを議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

- 町長 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案申し上げます。

提案理由につきましては、人権擁護委員について、法務大臣より推薦の依頼があったので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

記。住所、川西町大字西大塚669番地、氏名、高橋佳子、生年月日、昭和31年2月12日、本日付であります。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 議長 ただいま町長の説明が終わりましたが、本案は人事案件でありますので、川西町議会運用例第2章第8項及び第6章第14項の規定により、委員会付託並びに質疑、討論を行わず、直ちに採決を行います。

本案について原案による者を適任と認めることの見解とすることに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案による者を適任と認めることの見解とすることに決定いたしました。

◎報告第1号 平成28年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長 日程第5、報告第1号 平成28年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について町長の報告を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 報告第1号 平成28年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告を申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰り越した予算について、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。本日付であります。内容につきまして井上未来づくり課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 命によりまして、報告第1号 平成28年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、ご報告を申し上げます。

報告書の次のページをごらんいただきたいというふうに思います。

平成28年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。今回につきましては3つの事業につきまして、繰越計算書の作成を行っております。

まず最初に、番号制度事務事業でございますが、翌年度繰越額につきましては、126万7,000円ございまして、財源につきましては、未収入特定財源でございますが、国庫支出金に同額を計上してございます。

次に、臨時福祉給付金緊急経済対策分支給事業でございますが、翌年度繰越額は5,215万1,000円ございまして、財源内訳につきましては、既収入特定財源といたしまして同額を計上しております。

最後でございますが、橋梁長寿命化修繕整備事業につきましては、翌年度繰越額が120万円でございます。なお、この事業につきましては、さきに繰越明許費の設定を行った際には、

事業費の額を110万円としておったところでございますが、後ほどご説明をさせていただきます専決補正の中で10万円の増額をさせていただいた上で、繰り越しを予定させていただくものでございます。財源の内訳につきましては、未収入特定財源の国庫支出金71万5,000円、残りの額が一般財源として48万5,000円でございます。

なお、本日お手元に概要書をお配りしているところですが、それぞれ3つの事業につきまして契約、そして補助金にかかわりましては交付決定日、そして完了予定日、事業の概要等を取りまとめてございますので、後ほどごらんいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 報告を終わります。

◎報告第2号 平成28年度川西町土地開発公社経営状況報告及び平成29年度事業計画について

○議長 日程第6、報告第2号 平成28年度川西町土地開発公社経営状況報告及び平成29年度事業計画について町長の報告を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 報告第2号 平成28年度川西町土地開発公社経営状況報告及び平成29年度事業計画についてご報告を申し上げます。

提案理由につきましては、川西町土地開発公社に対し、出資その他の財政的援助を与えているので、その経営状況等を報告するものであります。内容につきまして、遠藤未来創造室長に説明をさせますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長 遠藤未来創造室長。

○未来創造室長 それでは、命によりまして、私のほうから平成28年度川西町土地開発公社経営状況報告及び平成29年度事業計画についてご報告をさせていただきます。

お手元の平成28年度決算書、川西町土地開発公社についてごらんいただきたいと存じます。表紙をおめくりいただきまして、1ページからでございます。

事業報告でございます。1の事業報告につきましては、総括事項として、今年度の事業内容を記載してございます。公有地取得事業、土地造成事業を行ったということでございます。

(2)の事業概要でございますが、公有地取得事業につきましては、町道八ツ口宿線道路改良事業用地ということで、町からの代行買収ということで実施をいたしまして、用地の取得または道路の設計の受託をいただいたところでございます。面積につきましては記載のと

おり、取得額についても記載のとおりでございまして、本年度町に対して売却をしたところでございます。

2つ目の、6次産業化開発用地でございます。これにつきましては、町からの代行買収ということで本年度実施したところでございまして、面積、取得額については記載のとおりでございます。なお、契約によりまして、本用地につきましては平成30年度町のほうに売却ということでございますので、本年度の売却はございません。

2つ目、②でございます。土地造成事業につきましては、尾長島工業団地の附帯用地ということで、共有地の部分でございます。これにつきましては、取得を目指してございますが、本年度については取得増の部分はございませんでした。駅東地区住宅団地の公共部分の造成用地でございますが、本年度につきましても売却までは至らないという結果でございます。尾長島地区の企業誘致用地、エーアンドエー工業の東側になりますが、その用地につきましても今年度については売却まで至らなかったというような結果でございます。

理事会及び監査会の開催状況報告でございますが、理事会2回、監査会1回の状況でございます。

続きまして、2ページごらんいただきたいと思います。

役職員に関する報告でございます。役員につきましては理事9名、監事2名でございます。役職員の名簿については、(2)に記載のとおりでございますので、後ほどごらんいただきたいと思いますと存じます。

3ページに移らせていただきます。

財産目録でございます。

資産の部の流動資産でございますが、現金及び預金、代行用地、完成土地等、開発中土地含めまして、流動資産につきましては9,944万8,953円でございます。

2の固定資産、有形固定資産につきましては、既に減価償却を済んでおりますパソコン一式ということで、存目の1円を計上しているところでございます。

資産の合計につきましては、9,944万8,954円でございます。

続きまして、負債の部でございます。

1の流動負債につきましては、短期借入金ということでございまして2件でございます。合わせまして負債合計が4,126万5,528円でございます。

差し引き正味財産につきましては、5,818万3,426円となっております。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと思いますと存じます。

貸借対照表でございます。

資産の部、1の流動資産でございます。

(1)から(4)までの資産の合計につきましては、9,944万8,953円でございます、先ほど財産目録でご説明したとおりでございます。2の固定資産につきましても、有形固定資産として減価償却済みのパソコン1台の存目ということでございますので、資産合計につきましては、9,944万8,954円でございます。

負債の部でございます。

1の流動負債、(1)の短期借入金でございますが、これのみでございますので、負債合計は4,126万5,528円となっております。

続きまして、資本の部でございます。

1の資本金、(1)の基本財産、町の出資金でございます、正味財産として500万でございます。2の準備金につきましては、前年度繰越準備金が5,424万9,017円、当期の損失でございますが、マイナス106万5,591円でございます。準備金合計につきましては、5,318万3,426円でございます。資本合計につきましては、5,818万3,426円でございます。

負債、資本合計につきましては、9,944万8,954円でございます。

続きまして、5ページをお開きいただきたいと存じます。

損益計算書でございます。

1の事業収益、(1)公有地取得事業収益、875万1,516円、これは八ツ口宿線関係の収益でございます。

2の事業原価、(1)公有地取得事業原価、853万899円、これにつきましても八ツ口宿線の原価でございます。事業総利益につきましては22万617円ということで、これは公社の収益ということでございます。

3の販売費及び一般管理費でございますが、人件費、経費含めると117万3,753円でございます、事業損失につきましては、マイナス95万3,136円の減となっております。

4の事業外収益でございますが、(1)の受取利息、(2)の雑収益、合わせまして15万1,545円でございます。

5の事業外費用でございますが、(1)の支払利息ということでございます、26万4,000円でございます。これは駅東口の利子確定分ということでございます。経常損失につきましては、マイナス106万5,591円でございます、当期純損失も同額でございます。当期損失も同額でございます。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと思います。

キャッシュ・フロー計算書でございます。

事業活動によりますキャッシュ・フローにつきましては、公有地の取得、開発事業用地の取得、事業収入、その他の事業収入、または公有地の取得事業、開発事業用地の事業支出、人件費支出、その他の業務支出、合計でマイナス1,807万8,588円となっております。

利息の受取額、利息の支払額などを含めると、事業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、マイナス1,834万1,119円となっております。

2の財務活動によるキャッシュ・フローでございます。

(1)の短期借入れによる収入といたしまして、2,569万7,363円、これは八ツ口宿線と6次産業化用地の借入金としての現金でございます。(2)短期借入金の返済支出ということでマイナス843万1,835円、これにつきましては、八ツ口宿線分の償還の支出となっております。財務活動によりますキャッシュ・フローにつきましては、1,726万5,528円となっております。

現金及び現金同等物の増加につきましては、100万円ということで、定期預金の取り崩しをしてございます。

4の現金及び現金同等物の期首残高につきましては、49万9,385円。

5の現金及び現金同等物の期末残高につきましては、42万3,794円という状況でございます。

続きまして、7ページをごらんいただきたいと思います。存じます。

平成28年度の利益金計算書でございます。

1の前事業年度繰越準備金につきましては、5,424万9,017円でございます。2の当事業年度の損失につきましては、マイナス106万5,591円となっております。3の剰余金でございますが、5,318万3,426円でございます。これにつきましては、翌年度繰越準備金として同額を処分させていただいたということでございます。

以降、8ページから10ページにつきましては、ただいまご報告申し上げました内容の収入支出決算報告書として添付されてございます。

11ページにつきましては、事業資産明細書ということで、代行用地、完成土地、開発中の土地の明細表が添付されてございます。

12ページにつきましては、有形固定資産明細表、あとは借入金の明細表が添付されてございます。

13ページにつきましては、監査報告書を添付させていただいております。なお、監査報告書の裏面につきましては、土地開発公社の事業・保有土地の位置図が掲載されているところでございます。後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上が、平成28年度の決算報告となっております。

引き続きまして、平成29年度の公社予算事業計画についてご報告をさせていただきます。

予算案関係のほうの1ページをお開きいただきたいと思っております。

平成29年度川西町土地開発公社予算でございます。

第2条の重点事業でございますが、29年度の重点事業は、第1表、事業実施計画によるということでございまして、公共用地の売却、企業誘致用地の売却、工業団地附帯用地の取得ということで、公社保有地の売却、取得について計画されているところでございます。

第3条の収益的収入及び支出でございます。

収入でございます。

第1款の事業収益につきましては、土地造成事業収益ということで、8,066万6,000円を予定してございます。駅東地区の用地、また企業誘致用地の内容となっております。

第2款の事業外収益でございます。これにつきましては、第1項の受取利息、第4項の雑収益ということで、それぞれ予定をしてございます。

収入合計といたしまして8,070万8,000円ということでございます。

続きまして、支出でございます。

第1款事業原価、第3項の土地造成事業原価でございますが、7,496万7,000円でございます。これにつきましても、収入の部で申し上げましたとおり、駅東用地と企業誘致用地という中身になってございます。

第2款の販売費及び一般管理費でございますが、25万1,000円ということで、人件費、諸経費等見込んでいるところでございます。第3款の事業外費用の支払利息につきましては、26万4,000円、駅東用地の利子支払い利息ということで見込んでいるところでございます。

支出合計につきましては、7,548万2,000円となっております。

収益的収入、支出の差し引き額につきましては、522万6,000円でございます。

続きまして、資本的支出でございます。

第4条の基本的支出の予算として記載してございます。

平成29年度につきましては、用地の購入、買収の予定は現在立ててございませんので、収入のところはございません。

支出でございます。

第1款の資本的支出でございます。公共用地取得事業が48万2,000円でございます。これにつきましては、6次開発用地の利子と維持管理経費でございます。第3項土地造成事業費でございますが、5万4,000円で、附帯用地の取得にかかる予算でございます。第7項の公社償還金及び長期借入金償還期です。2,400万、これは駅東用地ということでございます。

支出合計につきましては、2,453万6,000円でございます。

長期借入金につきましては、第5条に借入金の限度額として17億円ということで定めてございます。

29年3月28日提出し、同日の理事会で議決をいただいた内容でございます。

なお、この内容につきまして、2ページに事業実施計画書、3ページに収入支出予算事項別明細書、5ページには28年度予定貸借対照表、28年度予算損益計算書を載せてございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。最後に、29年度の予定貸借対照表を載せてございます。ごらんいただきたいと思っております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 報告を終わります。

◎報告第3号 平成28年度一般財団法人川西町体育振興公社経営状況
報告及び平成29年度事業計画について

○議長 日程第7、報告第3号 平成28年度一般財団法人川西町体育振興公社経営状況報告及び平成29年度事業計画について町長の報告を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 報告第3号 平成28年度一般財団法人川西町体育振興公社経営状況報告及び平成29年度事業計画について提案を申し上げます。

提案理由につきましては、一般財団法人川西町体育振興公社に対し、出資その他の財政的援助を与えているので、その経営状況等を報告するものであります。内容につきまして後藤生涯学習課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 後藤生涯学習課長。

○生涯学習課長 命によりまして、報告第3号 平成28年度一般財団法人川西町体育振興公社経営状況報告及び平成29年度事業計画についてご説明申し上げます。

別紙の1ページをごらんください。

平成28年度事業報告でございます。

左のほうにページを振ってございますので、これによりましてご説明をさせていただきます。

基本方針としまして、川西町体育施設管理業務の指定管理者として、一般財団法人川西町体育振興公社定款に基づき、川西町社会体育施設の活用を進め、町民の主体的な生涯教育を通して健康と体力づくりに関する事業を行い、町及び関係機関、団体との連携を密に、町民の体育振興に寄与するとした基本方針を踏まえ、業務を遂行したところでございます。

以下、大きく分けて6つございます。

1つ目が、委託を受けたスポーツ振興の拠点施設の管理運営でございます。川西町民総合体育館、総合運動公園A I Kを含めた管理運営を行ったところでございます。

2つ目に、委託を受けた各種事務局業務でございます。①として、川西町体育協会の事務局業務でございます。1ページ、2ページの表のとおりでございます。

3ページをお開きください。

②川西町スポーツ少年団の事務局の事業でございます。3ページ、4ページの表のとおりの内容でございます。

次に、4ページ、③スポーツかわにし、総合型地域スポーツクラブの事業でございます。4ページ、5ページの表の内容のとおりでございます。

次に、5ページ、3、各種スポーツ教室等の開催。独自に教室の開催を以下の表のとおり行ったところでございます。

4、各種スポーツ大会の開催及びその援助。以下の表のとおり開催並びに援助を行ったところでございます。

5、スポーツ関係団体及びスポーツクラブへの指導助言。学校を初めとするスポーツ関係団体の指導助言等を行ったところでございます。7ページ、8ページの表のとおりの内容となっております。

8ページ、6、スポーツに関する情報の収集・提供等の広報・啓蒙活動でございます。

①施設予約管理システムの運用でございます。こちらにつきましては、体育施設の有効利用と町民の利便性の向上を図るため、管理システムの運用を行ったところでございます。

次に、9ページをごらんください。

②関係機関との連携による広報活動を行ったところでございます。以下の表のとおりの内容でございます。

次に、11ページ、12ページ、13ページでございます。

こちらは振興公社の11ページにつきましては理事会、12ページ、13ページにつきましては評議員会の議決事項でございます。それぞれの議案と認定の内容を記載したものでございます。

続きまして、14ページをごらんください。

平成28年度の決算でございます。

次の財務諸表、当年度の欄でご説明を申し上げます。

1、資産の部、1、流動資産、現金預金732万3,942円、これは昨年度からの預金の残高でございます。流動資産合計732万3,942円。

2、固定資産、（1）基本財産、定期預金1,000万円。（2）特定資産はございません。（3）その他固定資産についてもございません。固定資産合計1,000万円。

資産合計が1,732万3,942円でございます。

2、負債の部、流動負債、未払金31万9,661円、これは職員の社会保険料等、ほかの内容でございます。次に、未払法人税等54万5,200円、未払消費税等89万6,300円。流動負債合計176万1,161円。2、固定負債、固定負債はございません。

負債合計176万1,161円。

3、正味財産の部、2、一般正味財産1,556万2,781円。

結果、負債及び正味財産合計、1,732万3,942円でございます。

次に、15ページをごらんください。

1、一般正味財産増減の部、1、経常増減の部、（1）経常収益、基本財産受取利息1,000円、これは定期預金の利息でございます。事業収益、参加料収入22万8,120円、これは体育振興公社が独自に行った事業の参加料の収入でございます。使用料収入367万8,760円、事業受託料収入280万円、施設管理運営受託料収入4,105万3,000円、こちらは町からの指定管理料でございます。

結果、事業収益計4,775万9,880円。

雑収益受取利息収入118円、雑収入75万7,901円。

結果、雑収益計が75万8,019円。

経常収支収益計が4,851万8,899円でございます。

（2）経常費用、こちらにつきましては大きく分けて事業費と中段にございます管理費の2つがございます。こちらは事業の内容等によりまして、案分をして分けてございます。こ

ちらの詳細の説明については割愛させていただきます。

結果、下から2段目の管理費計、1,474万8,910円。

経常費用計が4,571万8,474円でございます。

16ページをごらんください。

上から2段目、当期経常増減額280万425円でございます。

以下、17ページの財産目録、18ページには監査報告書がございますので、ごらんいただきたいと思ひます。

次に、19ページをごらんください。

平成29年度の事業計画書でございます。

基本方針につきましては、28年度と同様でございます。29年度につきましては、7つの事業を考えてございます。

1つ目が、委託を受けたスポーツ振興の拠点施設の管理運営でございます。2つ目が委託を受けた各種事務局業務としまして、①体育協会、②スポーツ少年団、③スポーツかわにしこの3つの事務局を担うものでございます。3、各種スポーツ教室等の開催、4、各種スポーツ大会の開催及びその支援、本年度につきましては、全国高等学校総合体育大会ホッケー競技が本町、米沢市で開催されますので、その支援等も含まれてございます。5として、スポーツ関係団体及びスポーツクラブ等への指導助言、6、スポーツに関する情報の収集・提供等の広報・啓蒙活動、7として職員の資質の向上でございます。

21ページをごらんください。

21ページ、22ページ、23ページにつきましては、自主事業の計画等でございます。後ほどごらんいただきたいと思ひます。

次に、平成29年度の収入支出予算書について説明を申し上げます。

24ページをごらんください。

これも予算額の欄でご説明を申し上げます。

1、事業活動収支の部、基本財産利息収入1,000円、②事業収入、参加料収入20万円、使用料収入350万円、事業受託料収入287万円、施設管理運営受託料収入、指定管理料でございます、3,812万2,000円、事業収入計4,469万2,000円。③雑収入、受取利息収入1,000円、雑収入69万9,000円、雑収入計70万円。事業活動収入計4,539万3,000円。

2、事業活動支出、これにつきましても①の事業費支出、②の管理費支出のそれぞれに案分をして振り分けまして、結果、下から2段目でございます、事業活動支出計が4,939万

3,000円、事業活動収支差額、マイナス400万円で予算を組んだところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 報告を終わります。

◎報告第4号 平成28年度株式会社ダリヤパークサービス経営状況報告及び平成29年度事業計画について

○議長 日程第8、報告第4号 平成28年度株式会社ダリヤパークサービス経営状況報告及び平成29年度事業計画について町長の報告を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 報告第4号 平成28年度株式会社ダリヤパークサービス経営状況報告及び平成29年度事業計画についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、株式会社ダリヤパークサービスに対し、出資その他の財政的援助を与えているので、その経営状況等を報告するものであります。内容につきまして奥村産業振興課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 命によりまして、報告第4号 平成28年度株式会社ダリヤパークサービス経営状況報告及び平成29年度事業計画についてご説明を申し上げます。

初めに、平成28年度の経営状況についてご説明を申し上げます。

1ページの第22期営業報告をごらんください。

まず初めに、営業概要についてであります。株式会社ダリヤパークサービスは、浴浴センターまどかの設置目的であります町民の保養、健康増進、地域間交流を推進するため、川西町関係機関と連携を図り、まどかの施設機能を最大限生かし、さまざまな事業を実施してまいりました。

平成28年度新たな事業といたしましては、町教育委員会並びに川西中学校との連携により、まどか食育プロジェクトとして川西中学校3年生全員を対象に、洋食のテーブルマナーを実施いたしました。参加人数113名、延べ7回の開催を行ったところでございます。今後も継続してまいりたいというふうに考えているところでございます。

レストランの営業につきましては、通常メニューに加え、季節ごとに5種類のランチフェアを実施し、毎週水曜日をまどかランチの日と定め、お勧めメニューとして提供をしてまいりました。

また、岩手県大槌町から三陸沖でとれた新鮮な魚介類や庄内浜の珍しい魚類、栃木産の高級イチゴ等、新たな食材を仕入れ、メニューの充実を図るとともに、質の高い料理にも挑戦をしてきたところでございます。

これからも、地元では味わえない食材を仕入れて、おいしくて質の高い料理を提供していくとともに、従業員一同おもてなしの心で明るくお客様に接してまいりたいというふうに思っているところでございます。

次に、利用状況であります。2ページをお開きください。

総利用者数は13万6,093人で、前年対比15%増となりました。部門別では、宴会利用者が前年対比3%減となったところでありますが、その他の温泉、レストラン部門については、それぞれ対前年比17%、32%増となったところでございます。

次に、2ページ中段の売上高及び損益状況でございますが、売上高1億7,990万1,000、これに指定管理料2,314万8,000円を加えた売上高合計は2億304万9,000円、仕入高5,891万9,000円で1億4,413万円が総利益となりました。ここから、販売費及び一般管理費や営業外収益、営業外費用、法人税を加えたり、差し引いたりした結果、当期純利益が468万2,000円となったところでございます。

前年度比較いたしまして減額となった要因につきましては、仕入食材の値上げや従業員の福利厚生の実施を図ったことや取引先の倒産等の万が一に備え、会社として有効な共済制度へ加入したことなど、新たな改善策を行ったことが要因と考えるところでございます。

3ページ、一般事項の会社の概要、役員の氏名から、5ページまでの利用状況につきましては、後ほどごらんをいただきたいというふうに思います。

次に、6ページの平成29年3月31日現在の貸借対照表についてご説明を申し上げます。

左側の資産の部では、流動資産1,327万9,062円であります。内訳は記載のとおりでございます。固定資産につきましては、有形固定資産、投資その他の資産、合計651万3,130円となり、資産の部合計1,979万2,192円となりました。

右側の負債の部では、流動負債合計2,538万1,212円、固定負債366万3,144円、負債の部合計が2,904万4,356円。純資産の部、合計がマイナス925万2,164円となり、負債・資産の部合計が1,979万2,192円となったところでございます。

次に、7ページをお開きいただきたいと思っております。

損益計算書についてご説明を申し上げます。

売上高2億304万9,635円から、売上原価5,891万9,160円を差し引いた、売上総利益1億

4,413万475円となったところでございます。この売上総利益から販売費及び一般管理費1億3,917万7,396円差し引きますと495万3,079円が営業利益となります。この営業利益に営業外収益166万1,274円を加え、営業外費用6万3,928円を差し引き、655万425円が経常利益となり、特別損失と法人税等を差し引いた額、468万2,555円が当期の純利益となるものでございます。

続いて、8ページをごらんいただきたいと思います。

8ページにつきましては、販売費及び一般管理費の計算内訳でございますので、後ほどごらんをいただきたいと思いますというふうに思います。

次、9ページでございますが、株主資本等変動計算書であります。資本金の期末残高1,500万円でございます。次に、利益剰余金であります。前期の繰越損失が2,893万4,719円でありましたが、当期純利益468万2,555円を加えた結果、当期末の繰越損失2,425万2,164円と改善されたところでございます。

株主資本合計につきましては、資本金と当期純利益を加えますと925万2,164円の当期末残高となりました。

11ページの損益処分計算書につきましては、当期末処分損失2,425万2,164円を全額、次期繰越損失として処分するものでございます。

12ページにつきましては、監査報告書でございます。

以上が平成28年度経営状況報告でございます。

次に、平成29年度の事業計画についてご説明を申し上げます。

事業計画書1ページ、第23期事業計画をごらん願います。

1の経営理念につきましては、浴浴センターまどかの設置目的である、町民の保養、健康増進、地域間交流を推進するため、当施設の機能を最大限生かし、隣接するダリヤ園や関連施設等と連携を図り、利用者の拡大に努めるとともに、お客様の満足度を高めるため、安心・安全な施設、利用して楽しい温泉施設を目指して、役職員一丸となって健全経営が継続できるよう、地域社会に貢献する会社として目指していくものでございます。

次に、経営方針でございますが、記載の6本の柱を掲げまして、お客様のニーズに応えられるよう体制の充実を図り、町及び関係機関と連携をとりながら、地域に密着した温泉施設を目指すものでございます。

次に、2ページの経営目標でございますが、年間利用者数の目標は11万8,200人を見込んでおります。内訳につきましては記載のとおりでございます。年間売上高につきましては、

1億5,840万を見込んでいます。内訳につきましては記載の内容でございます。

次に、目的達成の為の具体的な取り組みにつきましては、次に掲げる10本の大きな柱、そして細分化されたさまざまな取り組み、宴会プランやレストランメニューの充実、各種イベントの開催、関係機関等との連携、協力、PR活動や、研修交流事業などを実施し、地域の皆様に感謝の気持ちを忘れることなく、地域の施設として公共的使命を認識し、従業員一同さらなる努力をしてまいる所存でございます。

以上で報告第4号の報告といたします。よろしく申し上げます。

○議長 報告を終わります。

◎議第31号 平成28年度川西町一般会計補正予算（第8号）の専決
処分の承認について

○議長 日程第9、議第31号 平成28年度川西町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。専決処分の承認案件でありますので、川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承を願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第31号 平成28年度川西町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。内容につきまして、井上未来づくり課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 命によりまして、議第31号 平成28年度川西町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認につきましてご説明させていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年度川西町一般会計補正予算（第8号）を別紙のとおり専決処分したので、承認を求めるものでございます。

本日付提出、町長名でございます。

次のページをおめくりいただきたいというふうに思います。

専決処分でございます。

専第1号 平成28年度川西町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認め、別紙のとおり専決処分する。

3月31日付、町長名でございます。

次のページが補正予算書でございます。

平成28年度川西町一般会計補正予算（第8号）、平成28年度川西町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億6,368万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億1,882万7,000円とするものでございます。

なお、今回の補正につきましては、第2条におきまして繰越明許費の補正を、第3条におきまして地方債の補正をあわせて行うこととしておりますので、まず7ページをごらんいただきたいというふうに思います。

7ページの上段に、まず第2表繰越明許費の補正でございます。

先ほど繰越計算書の報告をさせていただいた際にご報告を申し上げたとおりでございますが、橋梁長寿命化修繕整備事業につきまして、10万円の増額を計上させていただくものでございます。

次に、第3表地方債の補正でございますが、事業費の確定に伴いまして変更を行うものでございますが、総じて減額を予定してございます。合計で1億5,032万8,000円の減額という予定にしておりますが、この中で特に大きな減額となっておりますのが、過疎対策事業でございます。1億160万の減となっております。

これにつきましては、パークゴルフ場の整備でありますとか、道路改良工事の事業費の確定に伴います減額でございます。その下の振興資金整備事業につきましては、4,760万の減となっておりますが、水道事業会計への支援事業、いわゆる出資金の確定に伴います減額ということになってございます。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきまして、別紙の概要書をもとに内容をご確認いただきたいというふうに思います。

まず、1 ページには歳出を記載してございます。

まず、1 番の人件費につきましては、三役給与、そして一般職員給与費等の確定に伴います減額でございます。

補助費等につきましては、ふるさとづくり基金管理事業、これはふるさと納税の返礼品の確定に伴います減額でございまして、その他補助金、負担金の額の確定に伴います減額となっております。

次に、物件費でございますが、これにつきましては、賃金や旅費、そして委託料等の事務経費の確定に伴います減額となっております。

次の維持補修費につきましては、除雪費や修繕料等の確定に伴います減額でございます。

次の5の扶助費でございますが、1 ページから2 ページにかけて記載がございまして、各種の給付事業、そして医療事業、子ども手当等の確定に伴います減額となっております。

次に、6の普通建設事業費でございますが、合併浄化槽の設置整備、そして除排雪重機械の整備、虚空蔵山西線の道路改良工事等の事業費の確定に伴います減額でございます。

次の普通建設事業費（単独）でございますが、住宅支援事業や道路改良工事、消防施設整備等の事業費の確定に伴います減額となっております。

次の8番、普通建設事業費の県負担金でございますが、これは負担金の確定に伴います減額でございます。

次の9の積立金でございますが、まず庁舎建設基金の管理事業につきましては、今回の専決補正の状況を踏まえ5,000万円の積み立ての増額を計上するものでございます。

次の10の投資及び出資金につきましては、水道事業会計支援事業出資金の確定に伴います減額でございます。

貸付金につきましては、肥育素牛導入資金の貸付事業でございます。

12番、繰出金につきましては、国保会計、介護保険事業特別会計への繰出金の減額でございます。

公債費につきましては、町債償還利子の減額を計上するものでございます。

次、3 ページにお移りをいただきまして、歳入でございます。

歳入につきましても、歳入見込み額の確定に伴います補正を今回行わせていただくものでございます。

この中では、5の地方消費税交付金につきまして4,527万8,000円の減となっておりますが、ご案内のとおり地方消費税の税率の改定が先送りというようなことになっ

ておりまして、それ以降、また消費動向等を反映し、当初国からの情報によりまして地方消費税交付金の交付額を計上しておったところでございますが、結果として大幅な減額となったところでございます。

一方、8番の地方交付税につきましては、特別交付税の確定に伴います増額といたしまして、7,173万4,000円を計上してございます。

以下、分担金、負担金以下につきましては、それぞれの項目の確定に伴います減額ということになってございます。

4ページにお移りをいただきまして、16番の繰入金でございますが、財源調整のために各記載の基金からの繰り入れを見込んでございましたが、事業費の確定に伴いましてそれぞれ減額を予定してございます。なお、財政調整基金につきましては、今回の専決補正の財源調整の結果、2億769万4,000円の減ということになったところでございます。

18番の町債につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり事業費の確定によります減額でございます。

この結果、財政調整基金の残高でございますが、この間、利子等も発生をしてございますので、次年度へ引き継ぐ基金の残高といたしましては、6億3,456万3,000円と見込んでございます。

次に、庁舎建設基金の状況でございますが、今回の専決補正によりまして5,000万円の積み立てを見込みますと、3億1,000万円となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を承認することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時55分といたします。

(午前10時42分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時55分)

◎議第32号 平成28年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第3号)の専決処分の承認について

○議長 日程第10、議第32号 平成28年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分の承認について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。専決処分の承認案件でありますので、川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第32号 平成28年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分の承認について提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めためでございます。内容につきまして淀野健康福祉課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 淀野健康福祉課長。

○健康福祉課長 命によりまして、議第32号 平成28年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を別紙のとおり専決処分したので、承認を求めらるものでございます。

1ページ、お開きいただきたいというふうに思います。

専第2号 平成28年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認め、別紙のとおり専決処分をお願いするものでございます。

お開きいただきたいと申します。

補正予算書でございます。

平成28年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、平成28年度川西町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ406万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,365万8,000円とするものでございます。

内容につきましては別紙の概要書によってご説明をしたいと思いますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

歳入歳出それぞれ額の確定、事業の実績に基づきまして減額をお願いするものでございます。初めに、歳出でございます。

第1款総務費、国保事務経費として227万9,000円の減額をお願いするものです。第2款保険給付費として、出産育児一時金として84万円、それから葬祭費として95万円、合計で179万円の減額をお願いし、歳出合計が406万9,000円の減でございます。

続いて、歳入でございます。

第3款国庫支出金であります。療養給付費等国庫負担金が1,176万円の減、特別調整交付金が1,053万1,000円の増、国民健康保険制度関係業務準備事業費国庫補助金が228万円の減、合わせて合計であります。350万9,000円の減。第9款繰入金であります。出産育児一時金繰入金が56万円の減。歳入合計で406万9,000円の減とするものでございます。

以上であります。

○議長 本案に対する質疑を許します。

（なし）

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を承認することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長 全員ご起立。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

◎議第33号 平成28年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について

○議長 日程第11、議第33号 平成28年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の

専決処分の承認について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。専決処分の承認案件でありますので、川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第33号 平成28年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めため提案するものでございます。内容につきまして淀野健康福祉課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 淀野健康福祉課長。

○健康福祉課長 それでは、命によりまして、議第33号 平成28年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分をしたので、承認を求めますのでございます。

1 ページ、お聞きください。

専第3号 平成28年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認め、別紙のとおり専決処分をお願いするものでございます。

続いて、補正予算書でございます。

平成28年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）、平成28年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございまして、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,746万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億81万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、別紙の概要書をもとにご説明を申し上げますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

額の確定によって歳入歳出の補正をお願いするものでございます。

初めに、歳出でございます。

第1款総務費、介護保険事業事務費として236万1,000円の減、それから賦課徴収事務費として1万円の減で、合計で237万1,000円の減。

第2款保険給付費、介護サービス給付費が8,008万6,000円の減、高額介護サービス給付費が312万8,000円の減、高額医療合算介護サービス給付費が119万6,000円の減。合計で8,441万円の減。

第3款地域支援事業費、介護予防事業費であります。68万5,000円の減です。

第4款基金積立金であります。介護給付費準備基金管理事業基金として3,000万を積み立てるものでございまして、歳出合計が5,746万6,000円の減でございます。

続いて、歳入でございます。

第1款介護保険料であります。特別徴収費として1,813万8,000円の増、普通徴収費として298万円の減、滞納繰越分として50万8,000円の増で、合計で1,566万5,000円の増であります。

続いて、第3款国庫支出金であります。介護給付費国庫負担金が1,326万7,000円の減、調整交付金が754万5,000円の減、地域支援事業交付金が17万1,000円の減、合計で2,098万3,000円の減でございます。

第4款県支出金であります。介護給付費県負担金が1,416万8,000円の減、地域支援事業交付金が8万6,000円の減、合計で1,425万4,000円の減でございます。

続いて、第5款支払基金交付金であります。介護給付費交付金が2,363万4,000円の減、地域支援事業交付金が19万1,000円の減、合計で2,382万5,000円の減でございます。

続いて、第7款繰入金でございます。介護給付費繰入金が1,055万2,000円の減、地域支援事業繰入金が8万6,000円の減、その他一般会計繰入金が243万1,000円の減、介護給付費準備基金繰入金が100万円の減、合計で1,406万9,000円の減、歳入合計で5,746万6,000円の減です。

これによりまして、基金残高は1億2,830万7,488円と見込んでおります。

なお、お手元の資料の裏面、裏のほうに財源内訳のほうを添付いたしましたので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上であります。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑はないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、

討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を承認することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

◎議第38号 川西ダリヤパークゴルフ場条例の設定について

◎議第39号 川西町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり
条例の設定について

◎議第40号 川西町過疎地域自立促進計画の一部変更について

◎議第41号 字の区域及び名称の変更について

◎議第34号 平成29年度川西町一般会計補正予算(第1号)

◎議第35号 平成29年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第1
号)

◎議第36号 平成29年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第
1号)

◎議第37号 平成29年度川西町水道事業会計補正予算(第1号)

○議長 日程第12、議第38号 川西ダリヤパークゴルフ場条例の設定についてから日程第19、
議第37号 平成29年度川西町水道事業会計補正予算(第1号)までの8議案を、議事の都合
により一括議題といたします。

一括議題について、議事日程の順序により、提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第38号 川西ダリヤパークゴルフ場条例の設定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、川西ダリヤパークゴルフ場を設置するため提案するものであり
ます。内容につきまして後藤生涯学習課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上
げます。

○議長 後藤生涯学習課長。

○生涯学習課長 命によりまして、議第38号 川西ダリヤパークゴルフ場条例の設定について
ご説明を申し上げます。

別紙概要書をごらんください。

1、制定の趣旨でございます。

健全なスポーツ及びレクリエーションの振興と健康の増進を図るとともに、地域間、世代間交流機会の創造拠点及び観光拠点として、川西ダリヤパークゴルフ場を整備することに伴い、当該施設の設置及び管理に関する事項を定めるため条例を制定するものでございます。

2、制定の内容でございます。

(1) 名称及び位置。名称につきましては、川西ダリヤパークゴルフ場。位置につきましては、川西町大字上小松5095番地369ほかでございます。

(2) 施設でございます。パークゴルフ4コース36ホールでございます。ジョギングコースでございます。その他関連附帯施設として四阿他でございます。

(3) 施設の管理については、指定管理者による管理を予定しております。

(4) 使用料につきましては、パークゴルフコース、1日大人が500円、小人が250円、小人につきましては中学生以下を予定しております。ジョギングコースについては無料としております。指定管理における上記の使用料につきましては、上記の金額を超えない範囲で町長の承認を受けて、指定管理者が定める内容としております。

(5) その他につきましては、当該パークゴルフ場を川西町都市公園条例の有料公園に追加するものでございます。

3、施行期日につきましては、公布の日から9月を超えない範囲内において規則で定める日を予定しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 続きまして、議第39号 川西町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の設定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、障害を理由とする差別の解消を推進し、障害のある人もない人も共生する社会の実現を図るため提案するものであります。内容につきまして淀野健康福祉課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 淀野健康福祉課長。

○健康福祉課長 それでは、命によりまして、議第39号 川西町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の設定についてご説明を申し上げます。

概要書をごらんいただきたいと思います。

1、条例設定の趣旨でございます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行を受け、全ての町民が障害や障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進することにより、障害のある人もない人もともに生き生きと自分らしい生活を営み、人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指し、条例を制定するものでございます。

2、主な制定の内容でございます。

(1) 町は、障害を理由とする差別の解消の推進及び共生社会の実現に向け、趣旨に基づいた施策を総合的に実施する。

(2) 町民及び事業者は、障害を理由とする差別の解消の推進及び共生社会の実現に努めるものとする。

(3) 町は、障害を理由とする差別に係る相談窓口を設置し、障害のある人などからの相談に応じるとともに、助言や情報提供及び関係者間の調整を行う。

(4) 障害を理由とする差別に関する相談や、障害を理由とする差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される川西町障がい者差別解消支援地域協議会を設置する。

3、施行期日であります。公布の日としたいと考えております。

以上であります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 続きまして、議第40号 川西町過疎地域自立促進計画の一部変更について提案申し上げます。

提案理由につきましては、川西町過疎地域自立促進計画の一部を変更する必要があるため提案するものであります。内容につきまして井上未来づくり課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 命によりまして、議第40号 川西町過疎地域自立促進計画の一部変更につきましてご説明を申し上げます。

川西町過疎地域自立促進計画の一部を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別紙といたしまして、新旧対照表を概要書として添付をさせていただいておりますので、こちらをごらんいただきたいというふうに思います。

今回の変更にかかわります内容につきましては、今後の過疎債の活用に向けまして、該当

する事業の追加を行うものでございます。

まず、3の交通通信体系の整備につきましては、市町村道の整備の中に、通学路安全対策事業、これを追加するものでございます。この内容につきましては、後ほど補正予算の説明の中でご説明を申し上げますが、大正線を対象路線としてございます。

次に、7番の教育振興でございますが、水泳プールといたしまして、プール整備事業、スクールバス・ボートの事業といたしまして、スクールバス整備事業を追加するものでございます。プールにつきましては、玉庭小学校、スクールバスにつきましては、学区再編に伴いますバスの整備を予定するものでございます。

なお、今回議決を求める必要性が生じたのが、この事業名の欄に水泳プール、スクールバス・ボートという区分を追加すること、これが重要な変更という取り扱いとなることから、議決が必要となったところでございます。

裏をごらんいただきたいというふうに思います。

10、その他地域の自立促進に関し必要な事項という内容でございますが、まず文章表記中に、記載の表記を追加し、自立促進計画の表中にかわにし未来ビジョン主要プロジェクト推進事業を追加するものでございまして、主にソフト事業の過疎債の活用に向けて、この部分につきまして追加を予定するものでございます。

なお、この内容につきましては、既に県の同意を得ておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 続きまして、議第41号 字の区域及び名称の変更についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、県営こうずく地区土地改良事業の実施に伴い、従来の字界を変更する必要があるため、提案するものであります。内容につきまして阪野農地林務課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 阪野農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 命によりまして、議第41号 字の区域及び名称の変更についてご説明いたします。

地方自治法第260条第1項の規定により、本町の字の区域及び名称を別紙調書のとおり変更するものでございます。

なお、この変更の処分は、土地改良法の規定による県営こうずく地区土地改良事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものでございます。

本日付、町長名でございます。

1枚おめくりをいただきまして、変更調書に基づきまして説明を申し上げます。

この表で構成されておりますが、8つの表に分かれております。

まず、初めの表であります。大字高豆薙字庚申田から大字小松字経檀南まで、表に記載の地番、この区域と、表の下に記載のとおり、これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部を大字高豆薙字一の宮に変更するものでございます。

次の表であります。表に記載の大字高豆薙宮田から、次のページの大字小松五輪田までの区域、また表の下に記載の区域を高豆薙字本館に変更するものでございます。

3番目であります。表に記載の大字高豆薙三丁目から、次のページの字屋敷までの区域と、表の下に記載の区域を大字高豆薙館に変更するものでございます。

次の表であります。大字高豆薙字庚申田から、次のページの大字中小松塚田までの区域、また表の下に記載の区域を大字小松字留塚に変更するものでございます。

次の表であります。大字小松字西五輪田の区域と、表の下に記載の区域を大字小松字五輪田に変更するものでございます。

6番目となります。表に記載の大字小松字中谷地の区域と、表の下に記載の区域を大字小松字矢ノ目に変更するものでございます。

次であります。大字小松字矢ノ目及び字中谷地の区域と、表の下に記載の区域を大字小松字茨島に変更するものでございます。

最後の表になりますが、大字小松七百苺から大字中小松関場までの区域と、表の下に記載の区域を大字中小松塚田に変更するものでございます。

以上、8つの新たな字に整理、変更するものでございます。

また、参考資料としまして図面をおつけしております。本日差しかえというようなことで、高豆薙のくの字体がちょっと違っておりましたので差しかえということで、よろしくお願いいたします。

図面の1ページ目が変更位置図というようなことで、赤で塗り潰している区域が今回の変更の区域となります。2枚目が新字名の位置関係を示した図面となっております。3枚目以降が区域変更図というようなことで、黒で表示しているものが現在の字名、字界でありまして、赤で示しているものが変更後の字名、字界となる内容でございます。

以上となりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第34号 平成29年度川西町一般会計補正予算（第1号）を提案申し上げます。

平成29年度川西町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,136万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億6,336万4,000円とするものであります。

以下、内容につきまして井上未来づくり課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 それでは、命によりまして、議第34号 平成29年度川西町一般会計補正予算（第1号）につきまして説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の補正にあわせまして、第2条でございますが、第2表地方債補正によりまして地方債の補正を予定してございますので、4ページをまずお開きをいただきたいというふうに思います。

まず、第2表地方債の補正でございますが、合計といたしまして280万円の減額を予定してございます。後ほど歳入歳出予算の補正の中でご説明を申し上げるところでございますが、公共事業等につきましては、町道舗装の補修工事の減額に伴いまして、220万の減を計上するものでございます。過疎対策事業につきましては、町下線の道路改良工事の減、通学路安全対策事業の増、橋梁長寿命化修繕整備事業の減などを踏まえまして、60万の減を計上してございます。

それでは、概要書をもとに歳入歳出予算の補正の内容につきましてご説明をさせていただきます。

今回の第1号補正の内容につきましては、人事異動に伴います人件費の補正、そしてまたこの間、補助事業等の採択結果、そしてまた補助金の内示結果等に伴いまして、事業費を含め補正をする内容ということになってございます。

まず、1の人件費でございますが、人事異動に伴います補正でございます。

2の補助費等につきましては、コミュニティ助成事業の採択を受けまして、3団体に対します補助金の増額を計上させていただくものでございます。次の過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業につきましては、小松地区、吉島地区がこの事業の採択を受けるということになりまして、そこにかかわります補助金の増額でございます。住宅建設支援事業補助金につきましては、補助金の内示結果の減額に伴いまして、事業費の減を計上するものでござ

います。三世代同居支援事業につきましては、現在の申請状況、これを踏まえまして2件分の増額を計上するものでございます。次のつながる教育推進事業につきましては、物件費の中でも同様の事業が出てまいりますが、補助金の採択を受け事業を実施するため、事業費の増額を行うものでございまして、この事業につきましては、全国で12カ所のみ採択ということになったところでございますが、本町につきましては、この事業の採択を受けることができたというような結果のもとに、事業費の増額を計上するものでございます。

次に、3の物件費でございますが、庁舎整備計画検討事業につきましては、この間ご報告を申し上げておりますとおり、全体のスケジュールを前倒しを計画しながら、事業を推進することとしておりますので、それにかかわります委託料等につきましての増額を計上するものでございます。電算共同アウトソーシング事業につきましては、マイナンバーにかかわります委託料の増額でございます。地籍調査事業につきましては、補助金の減額に伴いまして事業費の減額を計上するものでございます。地域子育て支援事業の需用費の増額につきましては、後ほど歳入でご説明を申し上げますが、更生保護女性会よりの補助金、寄附金をもとに増額を計上するものでございます。

地域と連携したCO₂排出削減促進事業につきましては、補助事業を活用し事業を実施するための事業費の増額でございます。花丘町下小松線の防雪柵の設置工事につきましては、交付金の内示結果に伴いまして、基礎調査等の委託料の増額を計上するものでございます。つながる教育推進事業につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。次の学校支援地域本部事業につきましては、補助金の減額に伴います事業費の減額を計上するものでございます。

次の維持補修費につきましては、町営住宅、スクールバスにかかわります修繕料の増額を計上してございます。

扶助費につきましては、水道事業会計にかかわります一般職員給与費の児童手当の減額を計上するものです。

普通建設事業費の補助につきましては、経営体育成支援事業、産地パワーアップ事業、この2つにつきましては現段階で申請段階でございますが、補助事業の採択を受け事業を予定してございまして、その事業費の増額を計上するものでございます。次の虚空蔵山西線道路改良工事から橋梁長寿命化修繕整備事業の3つの事業の減額につきましては、交付金の内示結果に伴いまして、事業費の減額を計上するものでございます。

次の普通建設事業費（単独）でございますが、園芸大国やまがた産地育成支援事業につき

ましては、補助金の活用をもとに事業を計画しているところでございますが、これにつきましても現段階で申請段階の事業費の計上となっております。町下線道路改良工事につきましては、工事費の減額を計上するものです。通学路安全対策事業につきましては、過疎計画の一部変更でもご説明申し上げましたが、大正線を対象路線とし、事業費の増額を行うものでございます。

災害復旧事業費の単独につきましては、民有林林道災害復旧事業の測量にかかわります委託料の増額を計上してございます。

繰出金につきましては、下水道事業特別会計への繰出金の減額でございます。

裏をごらんいただきますと、歳入でございますが、まず国庫支出金につきましては、過疎地域等自立活性化推進交付金、これにつきましては、小松吉島地区の事業採択に伴います交付金の増額を計上するものです。

次の社会保障・税番号制度システム整備国庫補助金につきましては、マイナンバーにかかわります電算共同アウトソーシング事業に係ります補助金の増額です。二酸化炭素排出抑制対策事業費国庫補助金につきましては、地域と連携したCO₂排出削減促進事業にかかわります補助金の増額でございます。社会資本整備総合交付金の減額につきましては、虚空蔵山西線等の事業にかかわります交付金の減額でございます。

次の県支出金でございますが、地籍調査事業費の県補助金の減額、そして申請段階ではございますが、園芸大国やまがた産地育成支援事業費から産地パワーアップ事業費までの県補助金の増額を計上するものでございます。つながる教育推進事業費につきましては、内示結果をもとに増額を計上するものでございます。学校・家庭・地域の連携協働推進事業費県補助金につきましては、学校支援地域本部事業にかかわります補助金の減額でございます。

次に、寄附金につきましては、更生保護女性会からの寄付金を頂戴し、地域子育て支援事業の事業費に充当するものでございます。

次に、繰入金でございますが、財政調整基金につきましては、財源調整のための繰入金の減額です。ふるさとづくり基金の繰入金につきましては、三世代同居支援事業の補助金に充当する繰入額の増額を見込んで計上するものでございます。子育て支援基金の繰入金につきましては、学校支援地域本部事業の事業費の減額に伴いまして、繰入金の減額を計上するものです。

諸収入でございますが、自治宝くじコミュニティ助成事業につきましては、コミュニティ助成事業にかかわります助成金の増額を計上するものです。

町債につきましては、道路整備、そして橋梁整備のそれぞれ事業債の減額を計上するものでございます。

この結果、財政調整基金の残高でございますが、先ほど専決補正後の額 6 億 3,456 万 3,000 円と申し上げたところでございますが、29年度の当初予算におきまして 3 億 5,000 万の繰り入れを既に見込んでございます。それに今回の補正によりまして 67 万 2,000 円の減、これを含めると 2 億 8,523 万 5,000 円となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 続きまして、議第35号 平成29年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を提案申し上げます。

平成29年度川西町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正でございます。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ145万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,559万8,000円とするものであります。

以下、内容につきまして吉田地域整備課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、議第35号 平成29年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第1号）をご説明申し上げます。

概要書にてご説明を申し上げたいと思います。

歳出でございます。

第1款総務費でございますが、これにつきましては、人事異動によります一般職員給与費等の減額でございます。第2款公共下水道事業費260万円の増額でございますが、これにつきましては、新たに公共下水道への流入をしたいという希望の住民がおりますので、公共汚水ます設置工事の請け負いでございます。合計で145万6,000円の減額でございます。

歳入でございます、第1款分担金及び負担金43万9,000円の増額でございます。これにつきましては、新たに受益者となるための負担金分担金をいただくものでございます。第4款繰入金189万5,000円の減額であります。これにつきましては、一般会計からの繰入金でございます。合計で145万6,000円の減額でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 続きまして、議第36号 平成29年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を提案申し上げます。

平成29年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,030万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,117万9,000円とするものでございます。内容につきまして淀野健康福祉課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 淀野健康福祉課長。

○健康福祉課長 それでは、命によりまして、議第36号 平成29年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

概要書をごらんいただきたいと思っております。

初めに、歳出であります。

第1款総務費であります。28年度の額の確定によってそれぞれ返還をするものでございまして、合計で4,030万5,000円でございます。

続いて、歳入であります。第3款国庫支出金であります。これは地域支援事業交付金の中に国の負担金ということで、全額ここで予算計上しておりましたが、その5%分を総合事業調整交付金のほうに移すということで、財源の更正をお願いするものでございます。補正額はゼロでございます。第8款繰越金であります。前年度からの繰越金ということで4,030万5,000円でございます。歳入の合計が4,030万5,000円でございます。

以上であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第37号 平成29年度川西町水道事業会計補正予算（第1号）をご提案申し上げます。

第1条平成29年度川西町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条平成29年度川西町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

以下、内容につきまして吉田地域整備課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、ご説明申し上げます。

議第37号 平成29年度川西町水道事業会計補正予算（第1号）をご説明申し上げます。

概要書にてご説明を申し上げます。

収益的収入の収入でございますが、水道事業収益、営業外収益でございます。これにつきましては、人事異動によります補正をお願いするものでございまして、児童手当の増額に伴います他会計からの補助金18万円でございます。

収益的支出でございますが、水道事業費、営業費用、これにつきましても人件費の増額でございます。8万9,000円の補正をお願いするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 一括議題に対する質疑を許します。

なお、一括議題に対する質疑でありますので、委員会審査のような詳細な質疑でなく、総合的な質疑になるようご留意願います。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、質疑を終結します。

◎議案の委員会付託

○議長 日程第20、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。川西町議会会議規則第39条第1項の規定に基づき、日程第12、議第38号 川西ダリヤパークゴルフ場条例の設定についてから日程第19、議第37号 平成29年度川西町水道事業会計補正予算（第1号）までの8議案を内容審査のため、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎発議第7号 特別委員会の設置について

◎発議第8号 特別委員会の設置について

○議長 日程第21、発議第7号 特別委員会の設置について及び日程第22、発議第8号 特別

委員会の設置についての2議案を、議事の都合により一括議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

藤崎事務局長。

○議会事務局長 命によりまして、朗読いたします。

発議第7号 特別委員会の設置について。

川西町議会委員会条例第5条の規定により、下記の特別委員会を設置する。
記。

- 1、委員会の名称、議会活性化検討特別委員会。
- 2、委員会の定数、議長を除く14人。
- 3、委員会の設置期間、平成30年第1回川西町議会定例会までの間。
- 4、委員会の審査事件、議会活性化に関する調査研究。

平成29年6月6日提出、川西町議会議長名でございます。

次に、発議第8号 特別委員会の設置について。

川西町議会委員会条例第5条の規定により、下記の特別委員会を設置する。
記。

- 1、委員会の名称、新庁舎整備特別委員会。
- 2、委員会の定数、議長を除く14人。
- 3、委員会の設置期間、平成31年4月30日までの間。
- 4、委員会の審査事件、新庁舎整備に関する調査研究。

平成29年6月6日提出、川西町議会議長名でございます。

○議長 お諮りいたします。この際、質疑討論を省略し、日程の順に直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

発議第7号 特別委員会の設置について、本案のとおり、議会活性化検討特別委員会を設置することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、設置期限までの間、議会活性化に関する調査研究を行うため、議会活性化検討特

別委員会を設置することに決定いたしました。

次に、発議第8号 特別委員会の設置について、本案のとおり、新庁舎整備特別委員会を設置することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、設置期限までの間、新庁舎整備に関する調査研究を行うため、新庁舎整備特別委員会を設置することに決定いたしました。

なお、川西町議会委員会条例第8条第1項の規定により、特別委員会に正副委員長を置くこととされておりますので、これより休憩に入り、休憩中に本議場において、議会活性化検討特別委員会並びに新庁舎整備特別委員会を開催し、同条例第8条第2項の規定による正副委員長の互選等をお願いいたします。正副委員長の互選の結果につきましては、本職までご報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

開会時刻は予鈴をもってお知らせいたします。

(午前 11時44分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時35分)

◎特別委員会正副委員長の互選結果報告について

○議長 特別委員会正副委員長の互選結果報告について、休憩中議会活性化検討特別委員会並びに新庁舎整備特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われましたが、その結果について通知がありましたので、本職より報告いたします。

議会活性化検討特別委員会委員長、遠藤章一君、同副委員長、高梨勇吉君。

新庁舎整備特別委員会委員長、金子一郎君、同副委員長、神村建二君。

以上のとおりであります。

◎請願の付託

○議長 日程第23、請願の付託を行います。

今回受理いたしました請願は1件であります。

請願第1号 「共謀罪」と同趣旨の「テロ等組織犯罪準備罪」創設に反対する請願、紹介議員の説明を求めます。

紹介議員鈴木清左衛門君。

○4番 議長宛て今回出されました請願の文書でございます。

お手元にご用意されていると思いますが、件名は「共謀罪」と同趣旨の「テロ等組織犯罪準備罪」創設に反対する請願でございます。請願の趣旨は別紙でございます。請願者は記載のとおり、紹介議員は記載のとおり、所管委員会も記載のとおりということでございます。

請願の趣旨に入らせていただきます。

ページをお開きいただきまして、紹介させていただきます。

「共謀罪」と同趣旨の「テロ等組織犯罪準備罪」創設に反対する請願でございます。

請願の趣旨は記載のとおりとなりますが、さらに平成29年4月24日のNHKクローズアップ現代におきまして、エドワード・スノーデンがエックス・キースコアという監視プログラムがアメリカから提供されて、日本に提供されたという状況下にあるという紹介がございました。そのような中であって、情報管理が日本においても、このたびアメリカにこのことによつて伝わるということが明らかになってまいりました。このことは、このたびの法案がプライバシーという個人の自由を奪うものだという懸念がございます。

そして、このような趣旨から下記事項につきまして、地方自治法第99条の規定に基づく意見書を関係機関に提出いただきますよう、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

最後のページになりますけれども、請願の項目でございます。

1、国民の人権を擁護し、憲法の保障する思想、信条、表現の自由に十分配慮するとともに、広範な国民の懸念が拭えぬまま拙速な法制定を行わないよう強く要請する。

以上でございます。

○議長 本請願は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長 以上をもって、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

これをもって本日の会議を散会いたします。

まことにご苦労さまでした。

(午後 1時40分)